

第3章 契約

○大隅肝属広域事務組合契約規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第16号

肝属地区一般廃棄物処理組合契約規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、法令及び条例に定めのあるもののほか、契約に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 契約に関する事務の取扱いに関しては、鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）を準用する。ただし、同規則中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。